

○ 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文
 ○ 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表 一～四十二（略）</p> <p>四十三 <u>ブラジル</u>から發送され、他の地域を經由しないで輸入される<u>ケント種及びトミニアトキンス種</u>のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>四十四～四十九（略）</p>	<p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表 一～四十二（略）</p> <p>四十三 <u>ブラジル連邦共和国</u>から發送され、他の地域を經由しないで輸入される<u>トミニアトキンス種</u>のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>四十四～四十九（略）</p>